

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- | | |
|--|------|
| ○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 | 1979 |
| ○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 | 1980 |
| ○ 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示
事項の変更の届出【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 | 1981 |

北九州市告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
2736	楠橋134号線	前	北九州市八幡西区楠橋東二丁目566番2地先から 北九州市八幡西区楠橋東二丁目566番14地先まで	4.0 ↳ 4.6	16.0
		後	北九州市八幡西区楠橋東二丁目566番2地先から 北九州市八幡西区楠橋東二丁目685番5地先まで	4.8 ↳ 9.8	74.5

北九州市告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2736	楠橋1 34号 線	北九州市八幡西区楠橋東二丁目566番2地先から 北九州市八幡西区楠橋東二丁目685番5地先まで	平成25年7月23日

北九州市告示第310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年7月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

蟹住区自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		重田勲次	北九州市若松区大字蟹住1118番地1
変更後	平成25年4月14日	山崎崇信	北九州市若松区大字蟹住1340番地